

# 近世国家の危機対応

## 適応と管理、自然と制度

---

中林真幸

2021年2月12日

東京大学社会科学研究所

mn@iss.u-tokyo.ac.jp

©Masaki Nakabayashi

# 適応と管理、自然と制度

---

# 危機への適応 i

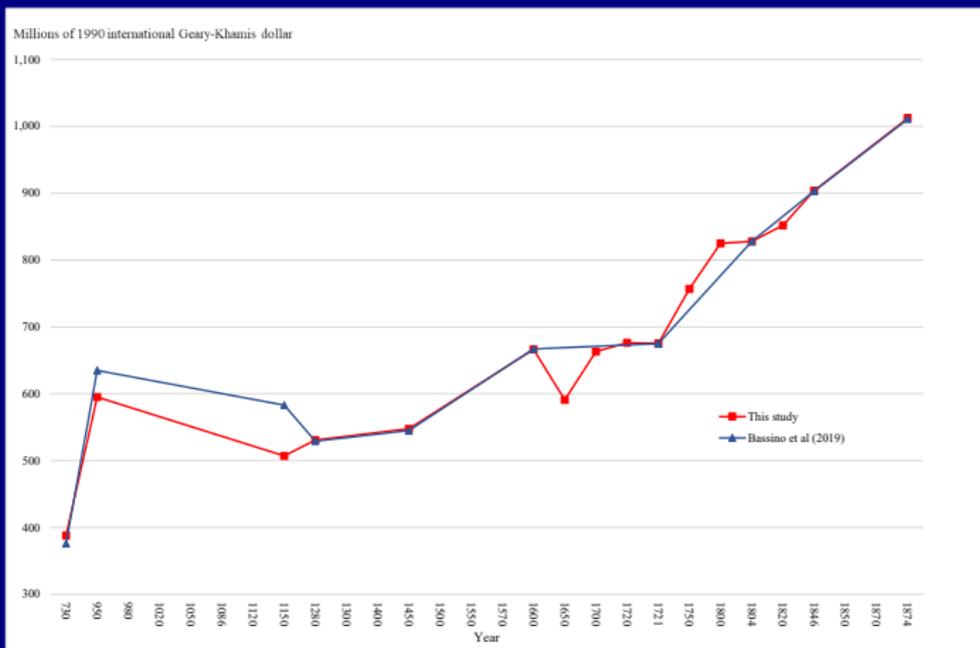
- ・ 人間社会の外部（自然）から来襲する予想外危機への適応。
  - ・ 8-13 世紀：技術的には粗放農業。地力を使い果たしたら耕作を放棄し、荒野に戻す。洪水に対応できないので大河川下流域の沖積平野は耕作しない（西谷 (2017)）。
    - ・ 耕作者は残余利益を得る有期契約。特定の荘園に定住するのではなく、よりよい契約を求めて移動（西谷 (2017)、西谷, 早島 and 中林 (2017)）。

## 危機への適応 ii

- ・ 古代～中世：土地所有権が重層的な定額地代請求権者に分有されていた荘園制社会。京都、奈良に住む荘園領主が GDP の 3 割から 4 割を稼得（西谷 and 中林 (2017)）。
  - ・ 荘園在地に來襲する危機の知識は乏しい（斎藤 and 高島 (2017)）。
  - ・ 9-12 世紀、気候寒冷化にともなう急激な一人当たり GDP の低下 (Nakabayashi, Fukao, Takashima and Nakamura (2020)) とともに花開く国風文化。物の怪への畏怖、終末思想の深化、(国土強靱化投資ではなく) 平等院に象徴される壮麗な寺社仏閣の建設による危機への対応 (のつもり)。

# 危機への適応 iii

Figure 1: Per capita GDP, compared with Bassino et al. (2019).



# 危機を管理しようとする意識

- ・ 14 世紀以降：同じ田を連作し、持続的に生産性を高める集約農業への移行、集村の形成（西谷 (2017)）。
- ・ 自然由来の危機を予想し、管理する制度の形成（斎藤 and 高島 (2017)）。
  - ・ 在地領主：鎌倉時代の下級武士、戦国時代の戦国大名。
    - ・ 生産現場の情報に接触し、生産性の改善によって利益を得る立場。
  - ・ 平安貴族とは異なる危機認識（西郷 (1973)）。
    - ・ 『平家物語』：物の怪の存在を認めず、物の怪と闘って死ぬ平清盛。
    - ・ 『太平記』：夢に頼る判断を否定する鎌倉武士像（青砥藤綱伝）。
    - ・ 人間中心主義的な世界観、危機認識の形成。

# 危機管理の時代

- ・ 近世（17–19 世紀）。
  - ・ 耕作者の土地所有権を保護（中林 and 森口 (2017)）。
  - ・ 治水事業によって大河川下流域を開発。利根川東遷事業、江戸建設等、国土の改造による生産性と安全性の上昇を志向（中林 and 森口 (2017)）。
  - ・ そのことによって新たに生み出される危機を管理する体制を構築する必要。

# 近世の危機対応

---

## 江戸幕府の危機対応 i

- ・ 大河川の整備工事については幕府が責任を負う（「御普請」）（現代の「一級河川」の扱いに近い）。
  - ・ 1725年、四川奉行（江戸川、鬼怒川、小貝川、下利根川）設置、後に管轄を関東全域に広げた後、勘定奉行に吸収。
- ・ しかし、沖積平野の開発それ自体が、浚渫の必要など、インフラ維持費用の増加をともなう（内田（1985））。

## 江戸幕府の危機対応 ii

- ・ところが、18世紀初めに定免制（定額土地税）に移行した後、税収は伸びない（生産性上昇分には課税できていない）（今村 and 中林 (2017)、Nakabayashi et al. (2020))。
  - ・ 基礎的自治体である「村」の上部に、流域数十か村をまとめた広域地方公共団体として「組合村」を設置し、組合村が課す地方税によって浚渫費用を捻出（内田 (1988))。
  - ・ 土地所有権を保護するのは幕府、その登記事務を扱うのは村のまま。流路の付け替えなど、用地の接收をとまなう（利害の対立する）案件を組合村が扱うことは困難。

# 熊本藩の危機対応

- ・ 19世紀初めに定免制に移行する際に、広域地方公共団体（手永<sup>てなが</sup>）に土地所有権の登記と保護の事務を委任（今村 and 中林 (2017)）。
- ・ 新たな事業による収穫増に対しては国税（熊本藩年貢）は課されない。
  - ・ 新たな用水路の開削や干拓事業など、利害の対立しそうな事業を手永が積極的に推進。
  - ・ 権利を保護する権力が大名から広域地方公共団体に移管されたので、人民は言うことを聞いたのではないか。

# 教訓

---

- ・ 人権を保護する権力を中央政府に残したまま、地方公共団体の事務を増やそうとする方法は江戸幕府に近い。
- ・ 地方公共団体の責任を増すならば、人権を保護する権力も地方に移管する熊本型の方が調整費用は低く済むのではないか。
  - ・ 中林個人としては、人権は中央政府に守ってもらいたいと願う。なので、危機対応に必要な増税には応じたい。

# 高島正憲氏の書評への応答

---

# 荘園領主の異質性

- ・ リスクを全国各地の荘園で分散できる、摂関家などの巨大荘園領主と、それのできない荘園領主の間にリスク認識の相違はなかったのか。

応答 小規模荘園領主や、自身が開発した一円的な膝下荘園を持つ大寺社の認識は異なっていた可能性がある。高島氏と共同して取り組む実証課題としては以下が考えられる。

- ・ 摂関家領と寺社領との間に相違があったか。
- ・ 室町期に成立する武家一円支配地と寺社一円支配地との間に相違があったか。

## 参考文献 i

- Bassino, Jean-Pascal, Stephen Broadberry, Kyoji Fukao, Bishnupriya Gupta, and Masanori Takashima (2019) “Japan and the great divergence, 730–1874,” *Explorations in Economic History*, 72, 1–22, <https://doi.org/10.1016/j.eeh.2018.11.005>.
- Nakabayashi, Masaki, Kyoji Fukao, Masanori Takashima, and Naofumi Nakamura (2020) “Property systems and economic growth in Japan, 730 – 1874,” *Social Science Japan Journal*, 23 (2), 147–184, 10.1093/ssjj/jyaa023.
- 中林, 真幸 and 千晶 森口 (2017) “序章第 2 節 政府の役割,” in 深尾, 京司, 尚史 中村, and 真幸 中林 eds. 岩波講座日本経済の歴史 第 2 巻 近世 : 16 世紀末から 19 世紀前半, 22–33, 東京: 岩波書店.
- 今村, 直樹 and 真幸 中林 (2017) “序章第 3 節 所得と資産の分配,” in 深尾, 京司, 尚史 中村, and 真幸中林 eds. 岩波講座 日本経済の歴史 第 2 巻 近世 : 16 世紀末から 19 世紀前半, 33–60, 東京: 岩波書店.
- 内田, 和子 (1985) 遊水池と治水計画—応用地理学からの提言, 東京: 古今書院.
- (1988) “治水工事の費用負担に関する研究—近世における鶴見川流域を例として,” *地理科学*, 43 (1), 1–17.

- 齋藤, 修 and 正憲 高島 (2017) “人口と都市化と就業構造,” in 深尾, 京司, 尚史 中村, and 真幸 中林 eds. 岩波講座 日本経済の歴史 第 1 巻 中世 11 世紀から 16 世紀後半, 57–89.
- 西谷, 正浩 (2017) “中世の農業構造,” in 深尾, 京司, 尚史 中村, and 真幸 中林 eds. 岩波講座 日本経済の歴史 第 1 巻 中世 11 世紀から 16 世紀後半, 148–177, 東京: 岩波書店.
- 西谷, 正浩 and 真幸 中林 (2017) “所得と資産の分配,” in 深尾, 京司, 尚史 中村, and 真幸 中林 eds. 岩波講座 日本経済の歴史 第 1 巻 中世 11 世紀から 16 世紀後半, 33–49, 東京: 岩波書店.
- 西谷, 正浩, 大祐 早島, and 真幸 中林 (2017) “政府の役割,” in 深尾, 京司, 尚史 中村, and 真幸 中林 eds. 岩波講座 日本経済の歴史 第 1 巻 中世 11 世紀から 16 世紀後半, 23–33, 東京: 岩波書店.
- 西郷, 信綱 (1973) 古代人と夢, 東京: 平凡社.